

## 福島県特別栽培農産物及びとう精認証基準

### 1 特別栽培農産物の定義

福島県特別栽培農産物認証要綱第2に規定する特別栽培農産物は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通達。以下「ガイドライン」という。）第2に規定する生産の原則に基づくとともに、次の(1)、(2)の要件を満たす栽培方法により生産された農産物をいう。

(1) 当該農産物の生産過程等（※1）における化学合成農薬（※2）の使用が、この基準の2の(6)に定める回数の5割以下であること。

(2) 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、この基準の2の(6)に定める化学肥料（※3）の窒素分量の5割以下であること。

※1 生産過程等は、当該農産物の生産過程（当該農産物の種子、種苗及び収穫物の調製を含む。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。

※2 化学合成農薬は、農薬取締法第1条の2第1項の農薬（同条第2項の規定により農薬とみなされる天敵を含む。）のうち化学合成されたものをいう。

※3 化学肥料は、肥料取締法第2条第1項の肥料のうち化学合成されたものをいう。

### 2 栽培する際の基本的な基準

#### (1) ほ場の設定

特別栽培農産物の生産ほ場は、他のほ場と明確に区別する。

#### (2) 種子及び種苗

遺伝子組換え技術により育成された品種の種子及び種苗でないこと。

#### (3) 土壌管理

農産物又は木の葉等の残さに由来する堆肥の施用、若しくはその周辺に生息・生育する生物の機能を活用した方法によって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること。

#### (4) 病虫害及び雑草防除

ア 農薬を使用する場合は、県が定める「農作物病虫害防除指針」を遵守するとともに、より毒性の低く、環境への影響が少ない農薬の使用に努めること。

イ 輪作やマルチなどの耕種的防除、物理的防除、生物的防除等により病虫害や雑草を制御することに努めること。

#### (5) 他の農産物との混合防止

輸送、選別、調製、洗浄、包装等の作業において、特別栽培農産物以外の農産物と混合しないような措置がとられていること。

#### (6) 特別栽培農産物の生産における資材の使用基準

ア 化学合成農薬及び化学肥料の慣行使用基準は別に定めるものとする。

イ 化学合成農薬の使用回数は、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了時までの期間において使用した殺菌剤、殺虫剤、除草剤及び植物成長調整剤の有効成分の延べ回数とする。

ただし、ガイドライン第3に規定する性フェロモン剤等誘引剤及び特定防除資材の使用は、有効成分の延べ回数にカウントしない。

ウ 化学肥料の使用量は、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了時までの期間において使用した化学肥料の全窒素分量とする。

### 3 とう精する際の基本的な基準

#### (1) とう精のための施設

福島県特別栽培農産物認証要綱第2に基づいて認証された玄米（以下「特別栽培米」という。）をとう精する際、支障のない広さ及び構造を有する施設であること。

#### (2) とう精の実施方法

特別栽培米をとう精する際、とう精施設において特別栽培米以外の米と混合しないような措置がとられていること。

#### (3) 記録整備

特別栽培米のとう精について、次の項目にかかる日計、月計の記録が整備されていること。

ア 買い受けた数量

イ 販売した数量

ウ 自らとう精した数量

エ 在庫数量

#### 附 則

この基準は、平成13年12月13日より適用する。

#### 附 則

この基準は、平成16年4月1日以後に生産される特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成16年3月31日以前に生産された特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

この基準は、平成25年4月1日以後に生産される特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成25年4月1日以前に生産された特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。